

令和 8 年 9 月定例会文教委員会

(9 月 24 日開催) 教育長説明要旨

委員各位には、平素から本県教育に御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、県教育委員会が取り組んでおります施策の実施状況について、その概要を御説明申し上げます。

まず高等学校教育改革につきましては、国が進める「N-E.X.T. (ネクスト) ハイスクール構想」の実現に向けた先導拠点の公募に対し、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援」に和歌山工業高等学校、「理数系人材育成支援」に新宮高等学校、「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」に貴志川高等学校を申請し、3校全てが採択されました。本事業は、今年度から令和 10 年度までの 3 年間の事業となっており、これまで本県で取り組んできた高等学校教育改革を加速させるものであると考えております。地域の

産業界、高等教育機関等と一体となって、オール和歌山で本県の産業や地域の未来を担う人材の育成にしっかりと取り組んで行くとともに、その成果を県全体に波及させてまいりたいと考えております。

教員採用試験につきましては、9月15日に合格者の発表を行い、昨年度より9名少ない273名を内定しました。受験倍率は、昨年度の3.4倍よりも高い3.5倍でした。今後の予定としては、10月に秋選考を実施し、更に2月に大学推薦特別選考を実施いたします。

高校生の就職につきましては、企業による採用選考が始まっております。近年、県内高等学校を卒業した生徒の就職率は極めて高い状況が続いていますが、高等学校はもとより関係機関と密接に連携し、高校生の就職活動を支援してまいります。

令和8年度インターハイにつきましては、近畿2府4県を中心に開催され、本県では、7月22日から8月16日まで、バドミントン、レスリング、相撲、少林寺拳法、弓道、柔道、ヨット競技を開催しました。大会期間中は、県内高校生たちが、選手としてだけでなく、補助員としても活躍し、無事に大会を終了することができました。

本大会における本県の成績としましては、レスリング競技男子60kg級とフェンシング競技女子フルーレ種目で、和歌山北高等学校の選手が準優勝、その他の競技においても健闘し、13競技28種目で入賞を果たしました。

7月に公表された全国学力・学習状況調査結果において、児童生徒質問調査では、「授業の内容はよく分かる」と回答した児童生徒の割合が、全国平均を上回る、あるいは教科によっては同程度となり、これまでの取組の成果が出たと考えています。

一方、教科に関する調査では、中学校において、文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えを表現すること等

に課題が見られました。

今後は、教職員研修の実施や、児童生徒が学びの成果等を発信する取組である「きい tube で発信事業」の活用促進等により、すべてのこどもたちの、主体的、探究的な学びを充実させることで、県全体の学力の向上を図ってまいります。

防災教育につきましては、県立学校において、防災に関する実践的な取組を行う「高校生防災スクール」などを通じて、地域防災の担い手の育成に取り組んでおります。8月20日に文部科学省において開催された「全国学校安全フェスタ」に熊野高等学校の生徒3名が出席し、取組を発表しました。

人権教育につきましては、教職員が確かな人権感覚と知識をもち、児童生徒に対して適切な教育が実践できるよう、私立学校を含む全校種の人権教育担当教員を対象に「人権教育担当教員等研修会」を実施しました。

また、学校における人権教育を担う人材育成を目的とした「人権教育リーダー養成講座」を開催し、約50名の教員が

人権教育の指導方法や教材の開発等に関する実践的な学びに取り組んでいます。

今後も、これらの研修会等を通じて教職員の資質向上を図るとともに、各学校における組織的かつ継続的な人権教育の実施に向けた取組を支援してまいります。

生涯学習の推進につきましては、県社会教育委員会議において、今後の社会教育の方向性をまとめた報告書が作成されました。この内容を市町村の取組に反映していただくため、11 月に県内 3 会場で実践事例の共有や意見交換を行う機会を設け、関係者と方向性を共有しながら、各地域における具体的な取組につなげてまいります。

文化財関係につきましては、7 月 17 日に開催された国の文化審議会の答申により、県内 3 か所 5 件の建造物が国登録有形文化財として近く登録される予定です。

以上、施策の実施状況について御説明申し上げます。

続きまして、今回、御審査をお願いしてございます教育委員会所管の案件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第 105 号「令和 8 年度和歌山県一般会計補正予算」は、高等学校等教育改革促進基金への積み立てに係る経費として、61 億 9,999 万 9 千円、高等学校等教育改革に係る経費として、8 億 1,775 万 2 千円、小学校の給食費無償化に係る市町村への補助のための経費として、2 億 3,612 万 2 千円、県立近代美術館を拠点とした文化観光の推進に係る経費として、2,399 万 7 千円、県立高等学校の損害賠償請求事件の原告との和解に要する解決金として、550 万円などを追加するとともに、高等学校等教育改革及び高等支援学校設置のための実施設計に係る債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

議案第 109 号「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」は、教育長の給料月額の改定を行うものでございます。

議案第 114 号「損害賠償請求事件に係る和解について」は、県立高等学校の敷地内において、原動機付自転車に乗った通行者が、グラウンドの防球ネットに絡まり、転倒し負傷した事故に伴う損害賠償請求事件について、和解することにつき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 115 号「財産の取得について」は、県立高等学校の学習用 1 人 1 台端末を取得するに当たり、取得予定価格が 7,000 万円を超えているため、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、今回提案してございます教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げました。

何卒、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。